

宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン が完成しました



■定住自立圏構想

一定の圏域を構成する市町村や民間企業などが役割を分担し、連携協力して圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

人口5万人程度以上などの要件を満たす「中心市」が近隣市町村と協定を結び「定住」のために必要な機能の確保と「自立」のための基盤構築により、全体として魅力あふれる地域にすることを目指します。

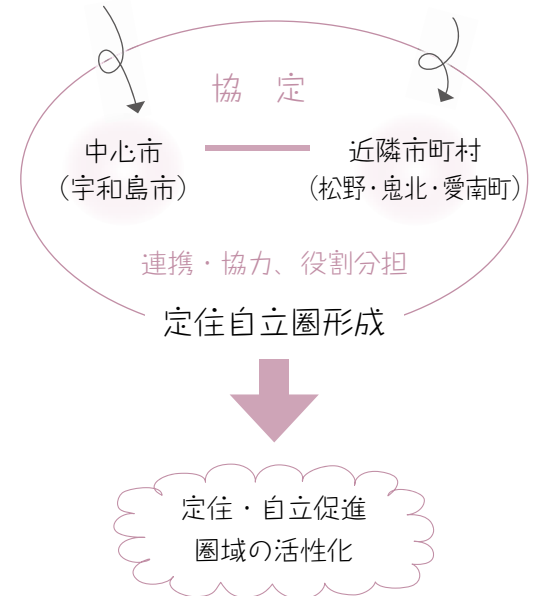
■圏域の将来像（目標）

各市町で設定している人口ビジョンにおける人口減少対策の目標値を圏域連携事業として達成するため、2040年に設定されている人口の総和である76,865人を圏域人口の将来展望とします。

将来像の実現に向け、定住に必要な都市機能および生活機能を確保、充実させ、住民福祉の向上や地域振興などに向けた取り組みを進めます。

人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1%以上が条件。

中心市と近接し、経済、社会、文化または住民生活などにおいて密接な関係を有する市町村。



■推進するおもな具体的取り組み

医療、福祉、教育、産業振興

生活機能の強化

- ▶各医療機関における機能、役割分担などの周知
- ▶圏域内の看護師などの人材確保を促進
- ▶障がい者などの総合的な支援体制の強化
- ▶地域包括ケアシステムの支援、サービス提供体制の構築の推進
- ▶不登校児童生徒支援の充実
- ▶住民の文化と教養の向上
- ▶民間団体が連携し、大学、実業団などのスポーツ・文化合宿誘致
- ▶特産品販売や体験コーナーなどを行うイベントを開催 など

道路などの交通インフラの整備

結びつきやネットワークの強化

- ▶国道56号など日常生活で不可欠な主要幹線道路の設備推進要望活動

人材の育成

圏域マネジメント能力の強化

- ▶マネジメント能力の強化、政策形成能力向上のための職員合同研修
- ▶地域おこし協力隊合同研修事業

総合戦略の推進

まち・ひと・しごと創生

- ▶移住フェア、婚活イベント開催
- ▶圏域の良さを伝え、その魅力を情報発信できる子どもたちを育てる など

【問合せ先】企画情報課企画係 ☎24-1111内線2511

軽自動車・自動車税

納期限は
5月31日(木)

軽自動車・自動車税は4月1日の登録名義人にその年度分が課税されます。納期限を過ぎると、延滞金もあわせて納めることになるので、早めに近くの金融機関などで納めてください。

自動車税は、納期限内であればコンビニエンスストアで納付ができます。軽自動車税は、市指定の金融機関で納付してください。

■障がい者への減免制度

4月1日現在で次に該当する車、車両を所有している人は、税が減免になる場合があります。対象になると思われる人は確認して、減免申請をしてください。

減免対象となる車、車両

- ▶ 身体障がい者本人の所有で、通院・通学や生業のために本人や家族、介護する人が運転する車
- ▶ 18歳未満の身体・精神に障がいがある人、戦傷病患者で、国民年金法に定める1級の障がいと同程度の状態にある人の家族が所有する車
- ▶ 身体に障がいがある人が利用するための特殊な構造の車

減免申請

毎年手続きが必要です。

【申請期限・申請先】

- ▶ 自動車税：5月24日(木)までに県南予地方局 税務課へ
- ▶ 軽自動車税：5月24日(木)までに市役所 税務課へ

【申請に必要なもの】 印かん、運転免許証、車検証、納税通知書、身体障害者手帳（戦傷病患者手帳）または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類

※生計を同じくする人が運転する場合は、福祉事務所長が発行する証明書、健康保険証、通院・通院証明書などが必要となります。

【お気を付けください】 平成28年1月1日からマイナンバー制度が開始されました。減免申請をする人は、申請書提出の際に、個人番号(マイナンバー)の確認と運転免許証などにより身元確認が必要です。

減免基準判定

軽自動車税は「総合での等級」により減免基準の判定を行います。「個別での等級」だけでは減免とならない人も「総合での等級」により減免となる場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。



■月割減免制度（自動車税）

年度途中で新たに減免要件に該当することになった場合、自動車税の月割減免ができます。減免要件に該当することになった年度の2月末までに申請をすると、申請した翌月から年税額の月割相当額を減免します。

■クレジットカード納付（自動車税）

4月から、インターネットを利用して、クレジットカードでも自動車税を納付することができます。詳しくは、お問い合わせください。

※月割減免制度、クレジットカード納付は、軽自動車税は対象になりません。

【問合先】（自動車税）県南予地方局税務課 ☎22-5211内線228、（軽自動車税）市税務課諸税係 ☎24-1111内線2528・2523